

社協だより せせらぎ 広告掲載募集要項

府中市社会福祉協議会の印刷物等に掲載する有料広告掲載取扱いに関する要綱（「有料広告掲載取扱要綱」という。）の規定に基づき、社協だよりせせらぎに広告を掲載する者を募集する。

（広告媒体）

- (1)社協だより せせらぎ 6月号、9月号、12月号、3月号とする。
- (2)募集期間は各号の発行月の1か月前までとする。

（規格及び掲載位置）

- (1)規格は、1 枠を縦 4 c m × 横 6 c m とする。
- (2)掲載位置は、広報誌の下段とし市社協が指定する。
- (3)刷色は、「社協だより せせらぎ」同色とする。
- (4)広告枠の中に **広告** の文字を入れるものとする。

（掲載枠数）

広告を掲載する枠数は、1 企業につき原則 1 枠分とする。

（掲載料）

広告媒体	媒体の数量	サイズ	掲載場所	広告掲載料
社協だより せせらぎ	13,600 部/年 4 回 (3月、6月、9月、12月)	縦 4 cm × 横 6 cm	表紙	7,000 円
			裏表紙	5,000 円
			中	3,000 円

※年間契約の場合は広告掲載料から 10% を割引。

（掲載基準）

掲載できる広告は、有料広告掲載取扱要綱第 2 条の規定により、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に関わるもの
- (4) 各種法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広報紙の公共性及び品位を損なうおそれがあると会長が認めるもの

(掲載の申し込み)

掲載を申し込む者は、様式第1号「有料広告掲載申込書」に掲載しようとする広告の原稿、申込者の業務内容を明らかにする書類を添えて提出する。

(掲載の決定等)

掲載の可否については、有料広告掲載申込書の内容を審査し、広告掲載希望者に文書で通知するものとする。ただし、掲載することが適当であると判断した数が募集した枠数を超えることとなる場合は、先着順に年間申込者を優先として決定する。

(その他)

広告主の責任等、広告掲載の取消し及び広告掲載料の還付については、有料広告掲載取扱要綱の規定による。

※ 13, 600部/年4回(6月、9月、12月、3月)

(申し込み・問い合わせ先)

広島県府中市社会福祉協議会 地域福祉課

☎0847-47-1294